

公 告 第 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、次のように地域計画の案を定めたので、同条第 7 項の規定により公告する。

なお、同計画は公告の日から二週間、農林振興課において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 12 日

川崎町長 原口 正弘

